

政策整理番号 1

評価シート(B)

| | | | | | |
|------|-----|-------|--------------|-------|--|
| 対象年度 | H17 | 作成部課室 | 保健福祉部長寿社会政策課 | 関係部課室 | |
|------|-----|-------|--------------|-------|--|

| | | | |
|------|-----------|-----|-------------------------------|
| 政策番号 | 1 - 1 - 1 | 政策名 | 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり |
|------|-----------|-----|-------------------------------|

| | | | |
|------|---|-----|---------------|
| 施策番号 | 4 | 施策名 | 元気高齢者の生きがいづくり |
|------|---|-----|---------------|

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効 **概ね有効** 課題有

【政策評価指標達成状況から】 判定不能
 ・指標名:訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーションを含む。以下同)利用回数 達成度:・・・
 ・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくりとして、訪問リハビリテーションサービスの充実は重要と考えられる。

【県民満足度(政策)の推移から】 概ね有効
 ・満足度は50点であり、満足度60点以上の割合は41.7%である。このことから、概ね効果があると考えられる。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】 有効
 ・介護保険制度による居宅サービス受給対象者は、平成17年13.0%であり、平成20年には14.0%になることが見込まれている。

【総括】
 ・政策評価指標は、今回の評価から新しく設定したところであるが、政策満足度や社会情勢から見て、全体として概ね有効と判定する。

施策を構成する事業の事業番号と種別

| 事業番号 | 種別 | 事業名 | 事業番号 | 種別 | 事業名 |
|------|----|------------------|------|----|-----|
| 1 | 重 | 高齢者リハビリテーション促進事業 | 6 | | |
| 2 | 重 | 福祉用具プランナー研修事業 | 7 | | |
| 3 | | | 8 | | |
| 4 | | | 9 | | |
| 5 | | | 10 | | |

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切 **概ね適切** 課題有

【国,市町村,民間団体との役割分担】 適切
 ・(国)介護保険制度における訪問リハビリテーションの給付の見直し
 ・(県)介護老人保健福祉施設が提供する訪問リハビリテーションに要する経費について補助,福祉プランナー研修の実施
 ・(市町村)該当なし
 ・(民間団体)訪問リハビリテーションのサービス提供,研修への参加
 ・県は役割に沿って事業を進めており,適切である。

【施策目的を踏まえた事業か】 適切
 ・訪問リハビリテーションに係るサービス提供量を増加させるために,事業者の体制整備,人材育成支援が必要と考えられ,施策目的を実現させるためには必要な事業となっている。

【事業間で重複や矛盾がないか】 適切
 ・高齢者リハビリテーション促進事業は目的が特定されており,また,福祉用具プランナー研修事業は対象が限定されていることから,重複や目的が矛盾する事業はない。

【社会経済情勢に適応した事業か】 適切
 ・介護保険制度においては居宅サービスの充実が求められてきていることから,現在,低調である訪問リハビリテーションの供給体制や地域格差の是正を視野に入れた供給体制の整備が必要であることから,適切と考えられる。

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性) 適切
 ・平成17年には施策重視度が,80点,乖離度は30ポイントあることから,事業の推進が必要と判断される。

【総括】
 ・施策目的,県の役割分担,事業体系,社会経済情勢,県民満足度調査の推移から判断して,この施策の事業設定は概ね適切であると考えられる。

評価シート(B)

政策整理番号 1

施策番号

4

施策名

元気高齢者の生きがいづくり

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効

概ね有効

課題有

【施策満足度から】課題有

・施策満足度は50点と低いため、課題有と判断する。

【政策評価指標達成状況から】判定不能 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋

・政策評価指標としては、増加傾向の推移と推測されるが、目標値との乖離もあることから、今後の取組みが必要と考えられ、判定は困難と考える。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】有効

・改正された介護保険制度では、居宅サービスの一層の充実が求められてきている。しかし、第二期高齢者保健福祉計画最終年度(H17)における訪問リハビリテーションサービス利用回数は、計画値に対して56.9%に止まったことから、供給体制や地域格差の是正を視野に入れた供給体制の整備が必要である。

【業績指標推移から】判定不能

・従来、訪問リハビリテーション提供体制についての支援推進が十分ではなく、新たに推進事業として取り組むものであることから、過去の推移からの判定は難しいが、訪問リハビリテーション実施介護保険施設は、事業を適切に実施することで、今後着実に増加することが見込まれる。

【成果指標推移から】判定不能

・今回、過去からの推移の判定は難しいが、成果指標としては、訪問リハビリテーションの利用回数及び福祉用具プランナー現員数の増加が見込まれる。

【総括】

・政策評価指標は新しく設定したことから判定不能であるが、施策満足度は高くないことから、今後の推移を見ていく必要がある。

・事業群は概ね有効と判定する。

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的

概ね効率的

課題有

【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】判定不能

・新たに指標を設定していることから、検証は困難である。

【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】効率的

・平成15年の「高齢者介護に関する世論調査」によれば、将来、要介護となった場合に「可能な限り自宅で介護を受けたい」と答えた者が44.7%、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所したい」とする者が33.3%であり、自宅での介護を支える訪問サービスの充実が必要である。この点から自宅又はこれに近い地域での生活を希望する高齢者を支援するためには、訪問サービスの施設整備を支援することは効率的と考えられることから、成果指標と結びつけた効率的な事業と考えられる。

【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】概ね効率的

・供給体制整備については、今後の推移を見る必要がある。

・研修事業については、職務と経験年数により受講要件を特定して実施しており、リハビリテーション推進に向けて中核的な役割を担う人材育成として実施している。

【総括】

・政策評価指標は新たに設定したので、判定不能であるが、業績指標・成果指標、社会経済情勢等から全体としては概ね効率的と言える。

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切

概ね適切

課題有

B-1・施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢、県民満足度調査の推移から判断して、この施策の事業設定は概ね適切であると考えられる。

B-2・政策評価指標は新しく設定したことから判定不能であるが、施策満足度は高くないことから、今後の推移を見ていく必要がある。

・事業群は概ね有効と判定する。

B-3・政策評価指標は新たに設定したので、判定不能であるが、業績指標・成果指標、社会経済情勢等から全体としては概ね効率的と言える。

・全体として、事業群の設定は概ね適切、有効性は概ね有効、効率性は概ね効率的であることから、全体としては概ね適切と判断される。

政策整理番号 1

事業分析カード(業績)

| | | | | | |
|------|-----|-------|--------------|-------|-------|
| 対象年度 | H17 | 作成部課室 | 保健福祉部長寿社会政策課 | 関係部課室 | 介護保険室 |
|------|-----|-------|--------------|-------|-------|

| | | | |
|------|-----------|-----|-------------------------------|
| 政策番号 | 1 - 1 - 1 | 政策名 | 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり |
|------|-----------|-----|-------------------------------|

| | | | |
|------|---|-----|---------------|
| 施策番号 | 4 | 施策名 | 元気高齢者の生きがいづくり |
|------|---|-----|---------------|

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果

| 事業番号 | 事業名 【担当課室名】 | H17 事業費 (千円) | 事業の対象 (誰・何を対象として、具体的に) | 事業の手段(内容) (何をしたのか、具体的に) | 業績指標名 (事業の活動量。「事業の手段」に対応) | 事業費(千円) | | |
|------|-------------------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------------------|------------------------------|---|-----|---------------------|
| | | | | | | H15 | H16 | H17 |
| | | | | | | 効率性指標 (3.5E-02は3.5 × 10 ⁻²) | | |
| 1 | 高齢者リハビリテーション促進事業 【長寿社会政策課】 | H18 新規 | 介護保険施設 | 訪問リハビリテーションサービスを提供しようとする介護保険施設に補助するもの | 補助事業者数 | | | H18新規 |
| 2 | 福祉用具プランナー研修事業 【長寿社会政策課】 | 500 | 福祉用具貸与事業者 | 福祉用具貸与事業者に対し、福祉用具プランナー養成研修を実施する。 | 研修実施回数 | | | 1 500 2.0E-03 |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 事業費合計 | 500 | | | | | | |

政策評価指標分析カード(整理番号1)

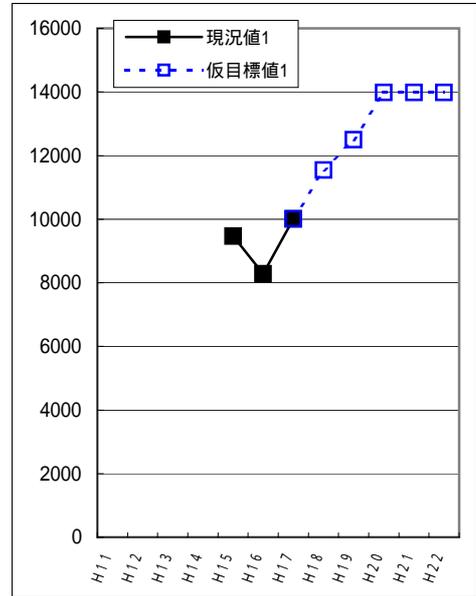
政策整理番号 1

| | | | | | |
|------|-----------|-------|-------------------------------|-------|--|
| 対象年度 | H17 | 作成部課室 | 保健福祉部長寿社会政策課 | 関係部課室 | |
| 政策番号 | 1 - 1 - 1 | 政策名 | 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | | |
| 施策番号 | 4 | 施策名 | 元気高齢者の生きがいづくり | | |

(1) 政策評価指標の推移

| 政策評価指標名 | | 単位 | | | | | | |
|----------------------------------|--------|-----|--------|-----|-----|-------|-------|--------|
| 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数 | | 回 | | | | | | |
| 目標値 | 難易度 | H17 | - | | | | | |
| | | H22 | 13,979 | | | | | |
| 評価年 | 初期値 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
| 測定年 | H17 | | | | | H15 | H16 | H17 |
| 現況値 (達成度判定値) | 10,009 | | | | | 9,479 | 8,279 | 10,009 |
| 仮目標値 | | | | | | | | 10,009 |
| 達成度 | | | | | | | | ... |

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

要介護者及び要支援者に対しては、介護保険による介護サービス及び介護予防サービスがその者に必要な種類で提供されるべきものであるが、本県における訪問リハビリテーション(平成18年4月から提供される介護予防訪問リハビリテーションを含む。)の提供体制は不十分であり、全国的に見ても低い水準であることから、訪問リハビリテーションの利用状況の向上に向け重点的に取り組む必要がある。
 ・第2期みやぎ高齢者元気プラン計画期間(H15～H17)において、訪問リハビリテーションを提供する体制が整備されていなかったことから、その利用回数の実績は計画を下回った。
 ・従って、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを十分に利用できる体制を整備することが、介護予防システム構築に当たっての喫緊の課題となっている。このシステム構築の成果として、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用回数の計画量を政策評価指標とする。

(3) 施策満足度の推移

| 年度 | H17 | 参考: 第2～4回の推移 | H16 | H15 | H14 | | | |
|-------------------|------|----------------|------|------|------|--|--|--|
| 施策重視度(中央値、点)A | 80 | 施策重視度 A | 80 | 70 | 70 | | | |
| 施策満足度(中央値、点)B | 50 | 施策満足度 B | 60 | 50 | 52 | | | |
| かい離 A-B | 30 | かい離 A-B | 20 | 20 | 18 | | | |
| 満足度60点以上の回答者割合(%) | 36.3 | 満足度60点以上の回答者割合 | 54.1 | 43.4 | 45.6 | | | |

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2～4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度: ...
 ・この政策指標は今年度の行政評価から実施する。
 ・第3期みやぎ高齢者元気プラン計画期間(H18～H20)においては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて需要に対応した供給が可能となるよう支援することとした。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続 要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】
 ・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくりとして、訪問サービスは重要であり、適切な指標と考えられる。

施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 1

| | | | | | |
|------|-----------|-------|-------------------------------|-------|--|
| 対象年度 | H17 | 作成部課室 | 保健福祉部長寿社会政策課 | 関係部課室 | |
| 政策番号 | 1 - 1 - 1 | 政策名 | 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり | | |
| 施策番号 | 4 | 施策名 | 元気高齢者の生きがいづくり | | |

C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

| |
|---|
| <p>[政策評価] 施策群設定の妥当性, 施策群の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度として, 居宅サービスの充実が求められてきており, 政策評価の目標値を達成するため, 重点的に実施する必要がある。 <p>[施策評価] 事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション, 介護予防訪問リハビリテーションを充実させるには, サービス提供事業者の増加を図るとともに, これを支える人材育成が重要である。 ・事業群の充実を推進する必要がある。 |
|---|

C - 2 施策・事業の方向性

施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

| | | | |
|-----|----|----|----|
| 方向性 | 拡充 | 維持 | 縮小 |
|-----|----|----|----|

| |
|--|
| <p>[方向性の理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度として, 居宅サービスの充実重点が移ってきており, 訪問リハビリテーション, 介護予防訪問リハビリテーションを充実させるには, サービス提供事業者の増加とともに, これを支える人材育成が重要である。 <p>[次年度の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業群の充実を図るため, 継続的に推進する必要がある。 |
|--|

主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明

| 事業番号 | 種別 | 事業名 | H17決算見込額(千円) | 方向性 | 方向性に関する説明 |
|------|----|------------------|--------------|-----|--|
| 1 | 重 | 高齢者リハビリテーション促進事業 | H18新規 | 拡充 | ・訪問リハビリテーション, 介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供事業への展開を支援する。 |
| 2 | 重 | 福祉用具プランナー研修事業 | 500 | 維持 | ・福祉用具貸与事業者に対し, 福祉用具プランナー養成研修を実施する。 |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| | | 合計 | 500 | | |